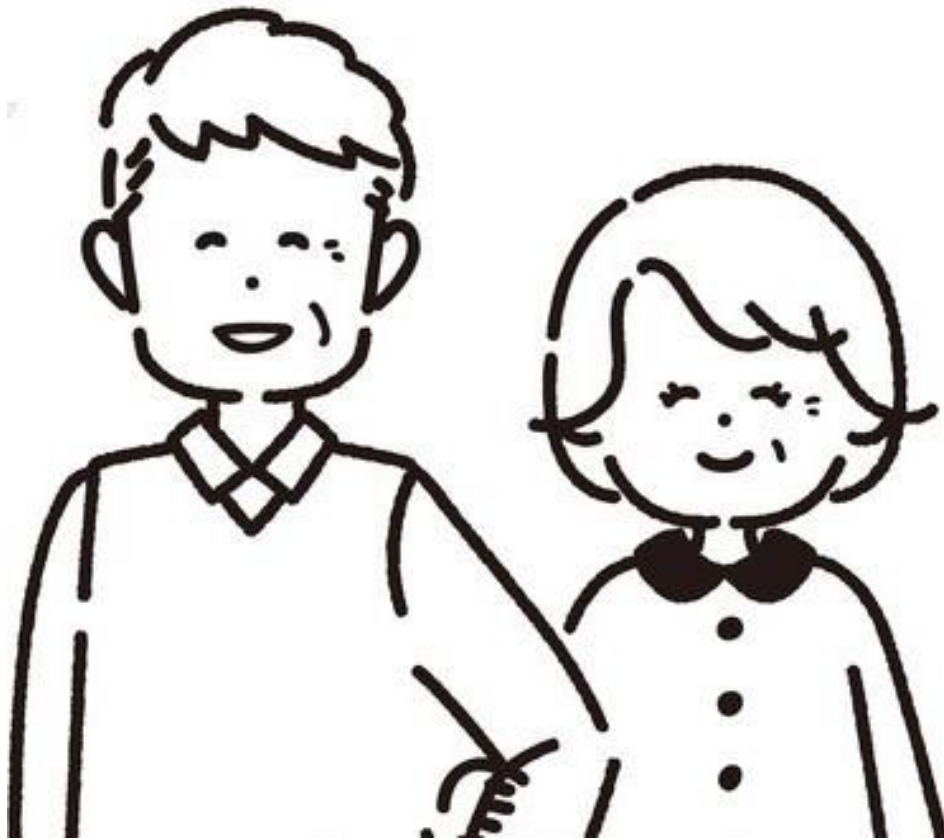


令和7年度

高齢者带状疱疹定期予防接種説明書

带状疱疹の発症を予防する効果が期待できます



受ける前にならぬお読みください

東松山市健康推進課（保健センター）

電話24-3921

～高齢者带状疱疹予防接種について～

带状疱疹ワクチンの接種費用の一部助成をいたします。

費用の助成が受けられるのは、生涯で今年度1回限りです。過去に「1度も带状疱疹予防の目的でワクチン接種をしていない方」や、任意接種で組換えワクチンを1回しか接種していない方で、助成を希望される方は、この期間での接種をお勧めします。

接種を受けるにあたっては、効果と副反応をご理解いただいた上で接種をご検討ください。

なお、この通知を受け取られた方であっても、過去に「水痘（生）ワクチン」を1回接種した方、「組換え带状疱疹ワクチン（シングリックス）を2回接種した方は、対象となりません。接種費用は全額自費になります。

【接種対象者】

東松山市に住民登録し、「過去に带状疱疹予防目的でワクチンを1回も接種していない方」「過去に組換えワクチン（シングリックス）を1回しか接種していない方」で次の年齢に該当する方

- ① 令和7年4月1日～令和8年3月31日の間に65歳・70歳・75歳・80歳・85歳・90歳・95歳・100歳となる方、及び100歳以上の方（令和7年度に限り対象です。）
- ② 60歳以上64歳で、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害のある方（身体障害者手帳1級の方）

※带状疱疹を発症したことのある方も定期接種の対象となります。

※シングリックスを既に任意接種として1回接種した方は、残り1回を定期接種として扱います。

【接種期間】 令和7年4月1日～令和8年3月31日

【接種回数】 ワクチンは2種類あります。

- 水痘： 1回 「皮下注射」
- 組換えワクチン（シングリックス）：2か月以上あけて2回「筋肉内注射」

【接種費用】 1回あたりの金額は以下のとおりです。

種 類	自己負担額	助成回数
水痘ワクチン	5,000円/回	1回
組換えワクチン（シングリックス）	18,000円/回	2回まで

（生活保護受給者証を提示した方は無料）

【予診票について】

東松山市指定の予診票を使用してください。ワクチンの種類別に以下の2種類があります。

- 水痘ワクチン予診票：赤色のライン
- 組換えワクチン（シングリックス）予診票：みどり色のライン

【持ちもの】

- ①市からの通知に同封した「はがき」
- ②健康保険証又は生活保護受給者証（接種対象者②の方は身体障害者手帳）
- ③「東松山市の予診票」

市内の医療機関にあります。市外で接種する方は、医療機関の診察券をお持ちになり、保健センターへお越し下さい。対象医療機関であることを確認して予診票をお渡しします。

【接種場所】

市内（県内）の予防接種取扱医療機関へ直接ご予約下さい。

（注意）予防接種取扱医療機関については、「保健センター行事日程表をご覧くださいか、保健センターへお問い合わせください。

【他の予防接種との関係】

- 2種類以上の予防接種の同時接種は、医師が特に必要と認めた場合に行うことができます。
- **注射（生）ワクチン**を接種した日の翌日から起算して、別の**注射（生）ワクチン**接種を行う日までの間隔は、27日以上あけること

【予防接種を受けることが適当でない方】

次のいずれかに該当すると認められる場合には、接種を行ってはいけません。

- ①接種当日37.5℃以上の熱がある方。
- ②重篤な急性疾患にかかっている方。
- ③本剤の成分によりアナフィラキシーショックを起したことがある方。
- ④その他、予防接種を行うことが不適当な状態にある方。

【予防接種の判断を行うに際して注意が必要な方】

次のいずれかに該当する場合には、医師と相談して接種して下さい。

- ①心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患及び発育障害等の基礎疾患を有することが明らかなる方
- ②予防接種で接種後2日以内に発熱のみられた方及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を呈したことがある方
- ③過去にけいれんの既往のある方
- ④過去に免疫不全の診断がなされている方及び近親者に先天性免疫不全症の方がいる方
- ⑤ワクチンの成分に対してアレルギーを呈するおそれのある方

【ワクチンの効果と副反応】

別添の「帯状疱疹の予防接種についての説明」に記載してあります。必ずお読みいただき、ご理解いただいたうえで接種してください。

【接種後の注意】

- ①接種後は30分安静にし、健康状態に変化のないことを確認してから帰宅します。
- ②接種当日の入浴はできますが、過激な運動・大量の飲酒は、避けて下さい。
- ③接種部位の腫れや熱感は、2～3日で落ち着いてきます。
- ④ひどく腕全体が腫れたり、高熱や全身のじんましん等の体調不良があった場合には、医師の診察を受けて下さい。

予防接種健康被害救済制度を御存じですか？

予防接種法に基づく予防接種を受けた方に、疾病・障害・死亡等の健康被害が生じた場合、その健康被害が「接種を受けた事によるものである」と厚生労働大臣が認定したときは、東松山市が、健康被害に対する給付を行うものです。

東松山市のホームページからご覧いただくか、健康推進課（保健センター）へお問い合わせください。